

千葉市条例第41号（平成28年9月16日）

千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例

（設置）

第1条 本市は、千葉市産業用地整備支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

（1）産業用地整備支援事業（本市の区域内における企業立地（法人その他の団体が、その事業の用に供する工場、研究所、事務所等の新增設を行うことをいう。以下この号及び次条第2項第4号において同じ。）の促進を図るため、事業者が行う都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他の企業立地のための環境の整備に対し、本市が道路、下水道等の公共の用に供する施設の整備に要する費用の一定額を負担することをいう。

第3号において同じ。）に係る計画の募集に関する事項

（2）前号の計画の選定に係る基準に関する事項

（3）産業用地整備支援事業に係る企画提案書の審査及び評価に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（1）学識経験者

（2）金融機関の職員

（3）各種経済団体の職員

（4）企業立地等に関する知見を有する者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日条例第13号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から2年を経過する日までの間に任命される委員の任期は、千葉県産業用地整備支援事業審査会設置条例第4条第1項の規定にかかわらず、2年以内で市長が定める期間とする。